

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 宮城県

策定： 令和8年 3 月 17 日

1 目的

宮城県では、水稻を中心に野菜、果樹などの食料を安定的に生産してきた。土地利用型作物では、水田フル活用の観点から、水田転換作物の大豆や麦類の生産が多く、近年は収益性の高い露地野菜の作付が増えてきている。施設園芸では、震災後に大規模な園芸施設や団地ができ、環境制御技術などを活用して、効率的な生産に取り組んでいる。

一方で、本県の農業就業人口は減少傾向にあり、特に販売用の農産物を生産する販売農家数は平成22年度からの10年間で42%減少しており、食料の安定生産が危惧されている。

こうした状況を踏まえ、労働生産性の高い農業への転換を図るため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進する。あわせて、農業者がスマート農業技術を最大限に有効活用できるよう、令和5年度から本格運用している県RTKシステムを活用しながら、スマート農業技術の利用効率を高める栽培体系や簡易な基盤整備を推進する。

2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
作物共通	「新・宮城の将来ビジョン」、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」及び関連計画等と整合させるほか、作物別に定める下記の基本方針に基づき、経営課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する取組を行う。
土地利用型作物 （主に水稻、大豆、 麦類）	経営課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する以下のような取組等を実施する。 (1) 水稻直播栽培の導入 ・ 自動操舵トラクターや乗用播種機、農業用散布ドローンを活用した直播栽培の導入等による直播面積割合の拡大。 (2) 自動化農機の導入 ・ 自動化農機の導入と、その効果を高めるためのほ場整備や畦畔除去によるほ場の大区画化、農地の集積・集約化。 (3) 土地生産性（収量性）の向上 ・ 衛星やドローンによるセンシングデータを基にしたほ場ごとの適正施肥量の把握と追肥の要否を判断。 ・ 農業用ドローンの導入と、栽培管理システムの活用による農薬・肥料の適期散布。 (4) 品質の向上 ・ レーザーレベラー等の導入によりほ場を均平化し、水位センサー・自動給水装置を活用して水管理を自動化。

	<ul style="list-style-type: none"> 可変施肥対応農機の導入と、センシングで把握した地力・生育ムラに対する可変施肥機によるほ場内の生育・収量・品質の改善と均一化。
畑作物 (主にばれいしょ、かんしょ)	<p>経営課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する以下のような取組等を実施する。</p> <p>(1) 大規模化に対応した機械化体系の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動操舵トラクターや定植機、収穫機の導入と、機体性能を最大化させる枕地の確保や畝間の拡大。 農業用ドローンの導入と、栽培管理システムの活用による農薬・肥料の適期散布。 <p>(2) 機械化一貫体系の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗用型収穫機等の導入と、栽培管理システムの活用による一貫体系における各機械の稼働率の最適化。
野菜(露地・施設)・花き	<p>経営課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する以下のような取組等を実施する。</p> <p>(1) 機械化一貫体系の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 定植機、収穫機、全自動ロボット結束機等の導入と、生育予測システム・栽培管理システムとの連動による各機械の稼働率向上と作業工程の最適化。 <p>(2) 直播栽培等の省力作業体系の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動操舵トラクターや高性能直播機の導入と、枕地拡大等による高精度な直播栽培の実施。 自動化播種機や定植機の導入と、栽培管理システムの活用による播種・定植作業の最適化。 農業用ドローンの導入と、栽培管理システムの活用による防除・施肥作業の適期散布。 自動操舵・高性能収穫機の導入と、位置情報管理システム等の活用による収穫作業の効率化。 AI・色彩センサー付き選別機の導入と、機上選別から倉庫前集中選別への作業方式の転換。 <p>(3) 高温障害対策技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> かん水制御装置の導入やドローンによる施設への遮熱材散布、環境モニタリングデータの活用による高温障害回避のための適期作業の実施。 <p>(4) 自動化農機等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動追従システムや草刈りロボット、自動散布機等の導入と、高設ベンチ化や仕立法等栽培方式の転換や園内道の整備。 スマートグラスの導入による、収穫の効率化。 <p>(5) 高度環境制御装置の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合環境制御装置の導入と、環境モニタリングデータの活用による栽培管理の最適化。 <p>(6) 機械利用効率を高めるための動線の確保等の栽培体系等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 収穫用ロボットの導入と、その稼働率を向上させるためのハウス床面の整地や通路幅の最適化。
果樹	<p>経営課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する以下のような取組等を実施する。</p>

	<p>自動化農機等の導入及び機械利用効率を高める省力樹形等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動追従台車や草刈りロボット、自動走行散布機の導入と、これら自動化農機の利用効率を高めるための省力樹形等への転換や園内道の整備。 ・ スマートグラスの導入による、作業の効率化。
--	--

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 推進・指導方針</p> <p>本事業の効果的な実施に向け、県関係部局（関係課、地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等）及び宮城県農業再生協議会、地域農業再生協議会、市町村等が連携し、取組主体を推進・指導する。</p> <p>(2) 産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方針</p> <p>取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会及び地域協議会の構成員である市町村に属する補助事業に精通した者を中心に実施し、交付等要綱、実施要領、スマート農業技術活用促進法及び本ビジョンに基づき、本事業の趣旨に即した計画となっているかを審査する。</p> <p>産地スマート計画（取組主体事業計画を含む）に係る審査は、県本庁農業振興課が主体となって実施し、必要に応じて関係課や事業実施地区を管轄する農業改良普及センターから意見聴取することとする。</p>

4 取組要件

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	<p>(1) 対象機械及び資機材等</p> <p>補助対象とする機械・資機材等は農業生産・経営に特化した機械であって本事業の成果目標の達成に真に必要な機械・資機材等とする。</p> <p>機械・資機材の導入に当たっては、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。以下「国要領」という。）第11の3項及び第12に留意するものとし、かつ、導入機械の規模決定においては、具体的な指標に基づき、機械の能力と実施面積等から適正な規模を検討することとする。</p> <p>(2) 取組要件</p> <p>スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産第3856号農林水産省農産局長通知。以下「国要綱」という。）別表1の事業内容及び本ビジョンの2の方針を満たす取組とする。</p> <p>(3) 対象者</p> <p>国要綱別表1の取組主体欄に掲げる者とする。</p>

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。</p> <p>(1) 計画申請時</p>

- ① 産地スマート計画、取組主体計画、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）
- ② 添付書類
（ア）見積書、（イ）規模決定根拠（利用計画含む）、（ウ）カタログ（機械の能力がわかるもの）、（エ）その他事業の実効性確認に必要な書類（※）
- （2）実績報告時
- ① 産地スマート計画（実績報告書）、取組主体計画（実績報告書）
- ② 添付書類
（ア）リース契約書の写し（リースの場合）、（イ）導入機械の写真、（ウ）入札又は見積合わせ関係書類の写し、（エ）発注書の写し、（オ）納品書の写し、（カ）請求書の写し、（キ）その他事業の実効性確認に必要な書類（※）
- 上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

※事業実施予定地、組織定款、法人登記簿、総会等の議事録、資金調達計画、収支計画、直近3か年の財務諸表（決算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）など

6 取組主体助成金の交付方法

産地スマート計画の作成主体が地域農業再生協議会であること、また補助金交付事務の適切な事務処理や円滑な事業の実施を確保する観点から、原則として地域農業再生協議会を経由して交付するものとする。

助成金の交付手続きについては「宮城県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）」及び「宮城県スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付要綱（以下、「県交付要綱」という。）」によるものとし、地域農業再生協議会及び取組主体は、助成金の交付事務に関する書類について助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は国要綱、国要領、県交付要綱、県実施要領に定めるとおりとするが、特に、以下の事項について十分留意すること。

（1）契約に当たっての条件

一般競争入札又は複数の業者（原則3社以上）から見積りを提出させることにより実施すること。

（2）助成金の返納

事業目的の達成が困難となった場合には、助成金の返納を求める場合がある。

（3）助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

消費税の課税対象者は、助成金交付額の算定に当たっては消費税等相当額を除くこと。仮に助成金交付額算定の根拠となる事業費に消費税が含まれている場合には、返納することになる。

（4）財産の管理等

財産管理台帳を整備していること。

(5) 財産処分の制限

耐用年数以内の処分には手続きが必要である。所定の手続きを経ずに処分した場合には、補助金の返還を求められる場合がある。処分とは、助成金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保することをいう。

(6) 取組主体事業計画の評価

目標年度の翌年度に評価すること。

8 その他

高度利用計画取組主体が策定する「スマート技術高度利用計画」については、以下のとおり規定する。

(1) 審査の方針、体制

スマート技術高度利用計画に係る審査は、県農業振興課を中心に実施し、国要綱、国要領、県交付要綱、県実施要領及びスマート農業技術活用促進法に基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。

審査においては、必要に応じて関係課や事業実施地区を管轄する農業改良普及センターから意見聴取することとする。

(2) 取組内容及び対象経費等の確認方法

① 計画申請時

スマート技術高度利用計画、認定された生産方式革新実施計画、認定通知、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）

添付書類

(ア) 見積書、(イ) 規模決定根拠（利用計画含む）、(ウ) カタログ（機械の能力がわかるもの）、(エ) その他事業の実効性確認に必要な書類（※）

② 実績報告時

スマート技術高度利用計画書

添付書類

(ア) リース契約書の写し（リースの場合）、(イ) 導入機械の写真、(ウ) 入札又は見積合わせ関係書類の写し、(エ) 発注書の写し、

(オ) 納品書の写し、(カ) 請求書の写し、(キ) その他事業の実効性確認に必要な書類（※）

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

(3) 補助金の交付方法

県から取組主体に直接交付することとする。

※事業実施予定地、組織定款、法人登記簿、総会等の議事録、資金調達計画、収支計画、直近3か年の財務諸表（決算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）など